

ATM現金引出し限度額の引下げについて ～ 70歳以上のお客さまの特殊詐欺被害防止に向けて ～

高知銀行（頭取 森下勝彦）は、70歳以上のお客さまを対象に、当行のキャッシュカードによる1日あたりのATM現金引出し限度額を下記のとおり引下げいたしますので、お知らせいたします。

全国的に特殊詐欺被害が多発していることから、お取引を一部制限させていただくことでお客さまのご預金をお守りするとともに、犯罪被害を防止することを目的としておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施日 2021年4月5日（月）から

2. 概要

対象のお客さま	70歳以上の個人のお客さま
お引出し限度額	1日あたり50万円※
対象となるお取引	・当行キャッシュカード（ICキャッシュカードを含む）による現金のお引出し ・他行やコンビニに設置されたATMのお取引を含みます

※実施日時点で70歳以上のお客さまは、実施日までに限度額を個別に変更設定されている場合、その限度額が継続されます。

3. その他

(1) お引出し限度額の引上げをご希望される場合は、お手数ですが、お届け印・口座番号を確認できる資料（通帳・キャッシュカード等）、ご本人を確認できる資料（運転免許証等）をご持参のうえ、最寄りの当行本支店窓口にてお手続きいただくようお願いいたします。

(2) ご不明な点等ございましたら、当行本支店窓口にお問い合わせください。

以上

【本件に関するお問い合わせ】
高知銀行 コンプライアンス統括部
担当：揚田 TEL088-871-1767